

# 第85回 佐用町議会〔定例〕会議録（第5日）

平成30年12月21日（金曜日）

出席議員  (14名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
	7番	竹 内 日 出 夫	8番	石 堂 基
	9番	岡 本 義 次	10番	金 谷 英 志
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	山 本 幹 雄
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎文昭	書記	鎌田康正
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	平田秀三	総務課長	森下守
	企画防災課長	服部憲靖	税務課長	山田裕彦
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	長峰忠夫
	高年介護課長	藤木卓	農林振興課長	衣笠俊博
	商工観光課長	中石嘉勝	建設課長	横山重明
	上下水道課長	森田善章	上月支所長	和田始
	南光支所長	竹内秀夫	三日月支所長	服部吉純
	会計課長	大永克司	教育課長	谷口俊廣
	生涯学習課長	安東文裕		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

---

### 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 87 号 町道路線の変更について（委員長報告）  
日程第 2. 議案第 88 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について（委員長報告）  
日程第 3. 議案第 89 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について（委員長報告）  
日程第 4. 議案第 101 号 佐用町水道事業の設置等に関する条例及び佐用町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）  
日程第 5. 閉会中の常任委員会所管事務調査について  
日程第 6. 議員派遣について
- 

午前 09 時 30 分 開会

議長（山本幹雄君） おはようございます。

皆様には、早朝より出席を賜り、まことに御苦労さまでございます。

第 85 回定例会も本日最終日となっております。

そして、いよいよ今年もあと数日というふうになっております。体調管理のほう気をつけながら、年の瀬を迎えていただきたいと思います。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守いただき、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

それでは、直ちに日程に入ります。

---

- 日程第 1. 議案第 87 号 町道路線の変更について（委員長報告）  
日程第 2. 議案第 88 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について（委員長報告）  
日程第 3. 議案第 89 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について（委員長報告）  
日程第 4. 議案第 101 号 佐用町水道事業の設置等に関する条例及び佐用町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（山本幹雄君） まず、日程第 1 から日程第 4 までを一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第 1、議案第 87 号、町道路線の変更について、日程第 2、議案第 88 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、日程第 3、議案第 89 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について及び、日程第 4、議案第 101 号、佐用町水道事業の設置等に関する条例及び佐用町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

議案第 87 号、議案第 88 号、議案第 89 号及び議案第 101 号は、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。

産業厚生常任委員長、加古原瑞樹君。

産業厚生常任委員長（加古原瑞樹君） おはようございます。それでは、報告をさせていただきます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託を受けておりました案件について、報告をさせていただきます。

審査日時は、平成 30 年 12 月 7 日。

審査場所は、本庁西館 3 階、議員控室です。

出席者は、産業厚生常任委員会、委員全員と議長。当局からは、町長、副町長、総務課長。建設課からは、課長、道路河川事業室長、室長補佐。住民課からは、課長と年金保険室長。農林振興課からは、課長と農林水産振興室長及び室長補佐。上下水道課からは、課長と管理運営室長。事務局からは、局長と局長補佐であります。

まず、議案第 87 号、町道路線の変更についての追加説明を受けました。

このたび変更しようとするのは、三日月地域の茶屋 2 号線と三本松 2 号線の 2 路線で、2 路線とも集落内の生活道としての利用形態と認定の相違により終点を変更しようとするものとの説明を受けました。

続いて、現地調査を行い、建設課長、室長、及び室長補佐に対応していただきました。

現地調査を終え、会議を再開いたしました。

主な質疑では、茶屋 2 号線は短くなるが、町道認定された時、底地に里道があったのか。認定された時の所有者、課税状況、今回変更する上での底地、課税状況の説明をについて、町道認定された時に里道はない。民地を含んでいたが、課税されていたとの答弁。

ほかにも同じようなケースが三日月地域内である可能性があるのではないか。課税状況からは好ましくないので、調査する必要があるのではないかについては、以前、認定された時に底地までは調べていないと思う。今、地籍調査をしているので、そこで今回のように確認される場合、修正する必要があるとの答弁。

また、茶屋 2 号線の幅員が 70 センチから 80 センチに広がっている。今は舗装してあるが、もともとののり面があって以前は砂利道だったのかについて、以前は舗装しておらず、砂利道だったとの答弁。

質疑を終結し、討論に入りました。討論を求めましたが、討論はありませんでした。討論を終結し、採決に入りました。

挙手全員により、本委員会では原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第 88 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について。

当局の追加説明を求めました。今回の条例の一部改正は、国の法律改正と兵庫県の福祉医療費助成事業実施要綱の改正が行われたため、町条例の改正をするもので、改正される内容については、未婚のひとり親に該当する場合、福祉医療費の助成の受給資格を判定する場合、所得要件である市町村民税の非課税の範囲及び市町村民税所得割額の算定について、「寡婦等のみなし適用」を行うための一部改正である。所得要件では、寡婦の非課税範囲は変更はないが、未婚のひとり親は変更になった。改正により「みなし適用」をすることにより、合計所得が 125 万円以下の方を町民税非課税者として扱う。所得割額の算定では、現行では、未婚のひとり親は、寡婦控除の適用はしておらず、課税標準額の 6 パーセントを所得割額として受給資格の判定に使用していた。「みなし適用」により、課税標準額から寡婦控除額 26 万円もしくは 30 万円を差し引いた額に町民税の税率 6 パーセントを乗じて算出された額を判定に使用する。今回の改正により、福祉医療制度の上で、町民税非課税者の扱いが変わることにより高齢期移行、母子家庭等に所得割判定額の扱いが変わることにより、重度障害者及び高齢重度障害者の医療の受給者判定や医療機関での一部負担

金の額に影響が出るとの説明を受けました。

主な質疑では、改正後、所得制限の影響があるということだが、どのくらいかについて、6名の未婚のひとり親がおられる。今現在、6世帯とも受給されているが、低所得者の1名、それから、一般の方が5名で、計算すると5名の方は低所得者に当たらないので、今のままの受給で影響はないとの答弁。

それから、適用が9月1日になっているが、県の福祉条例の関係かとの質問について、兵庫県の実施要綱が改正されたのが9月なので、町も合わせているとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。討論を求めましたが、討論はありませんでした。討論を終結し、採決に入りました。

挙手全員により、本委員会では、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第89号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について。

当局の追加説明を求めました。今回の条例の一部改正は農業保険法の規定に基づき農業保険法施行規則の一部を改正する省令が出たため、今回の施行規則の改正により、家畜共済の区分が死亡廃用共済と傷病共済に分離されることによる変更、園芸施設共済の重複加入時における共済関係を成立させない要件の追加、青色申告の対象期間や収入保険の算定基礎期間が1年に満たない場合の取り扱いのほか、収入保険事業における除外対象農産物に関するものである。この改正により、佐用町農業共済条例第59条第5号及び第107条第2項を変更する必要があるが生じた。また、農業共済条例の改正に伴い、条例等の雛形を農林水産省で全国基準の内容で作成し、兵庫県と兵庫県農業共済組合連合会が内容の協議を行い兵庫県型の手本としている模範条例が配布される。その模範条例に基づいて、前回、改正を行ったが、その手本に誤植及び表記ミスがあったと、農林水産省より通知があった。このたび、合わせて訂正する。第32条及び第92条の表においては、兵庫県下でも該当しない水稻の二期作や麦の春蒔き小麦が上がっているが、兵庫県から削除するよう指示があったので改正すると説明を受けました。

続いて、質疑に移りましたが、ありませんでしたので、質疑を終結し、討論に入りました。討論を求めましたが、討論はありませんでした。討論を終結し、採決に入りました。

挙手全員により、本委員会では、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第101号、佐用町水道事業の設置等に関する条例、及び佐用町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

当局の追加説明を求めました。まず、これまでのいきさつの説明がありました。合併時に1上水、6簡水でスタートした。平成18年度に簡易水道事業を上水に統合するよう、国から指導があり、各水道事業が10キロ未満のところは統合しないと、国庫補助の対象から外れるとの通知があったため、本町でも上水道事業とする計画を厚生労働省に提出。この計画は、今も生きている。その後、この計画は2度延長している。1度目は、平成21年度の水害によって平成28年度まで延長し、2回目の延長では、災害関連工事や河川改修工事による水道管の移設工事があり、平成31年度末までを最後とする最長3年間の延長を申請している。今回、奥海簡水の水質改善の工事をするに当たって、浄水方法の変更は必ず認可をもらわなくてはならず、認可変更を出している。この場合、新しく認可をもらう場合は、統合計画が生きているので、上月と統合するが、給水人口が5,000人を下回るなので、公営企業法が適用の簡水になる。今回の条例改正では、上月上水と奥海簡水の経営統合をし、上月簡水と認めていただくために、条例で定める必要がある。上水の場合は、法適用は定められているが、簡易水道の場合では、第3条に法の適用と改正する必要がある。第4条以下は条ずれで、第4条の給水人口が4,050人、給水量を3,200立方メートルと変更になった。簡易水道のほうは、奥海簡易水道を削除すると説明を受けました。

主な質疑では、今後は、全部上水に変更するという計画なのかについて、平成31年度

末までは、現行のまま。運営上は、簡水のほうが有利なので、できる限り、今の現状を維持したいとの答弁。

質疑を終結し、討論に入りました。討論を求めましたが、討論はありませんでした。討論を終結し、採決に入りました。

挙手全員により、本委員会では原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、報告とさせていただきますが、詳細については、会議の記録をご参照ください。以上です。

議長（山本幹雄君） 委員長の審査報告は終わりました。

それでは、議案第 87 号から順に、委員長報告に対しての質疑及び討論・採決を続けて行いますので、よろしくお願ひします。

まず、議案第 87 号、町道路線の変更について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 87 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願ひします。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 87 号、町道路線の変更については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 88 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 88 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願ひします。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 88 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 89 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。これより議案第 89 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 89 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 101 号、佐用町水道事業の設置等に関する条例及び佐用町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 101 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 101 号、佐用町水道事業の設置等に関する条例及び佐用町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 5．閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（山本幹雄君）　　続いて、日程第 5 に入ります。

日程第 5 は、閉会中の常任委員会の所管事務調査についてであります。

お諮りします。閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙、申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君）　　ご異議なしと認めます。よって、閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙申し出のとおり決定します。

---

日程第 6．議員派遣について

議長（山本幹雄君）　　続いて、日程第 6、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり派遣することにしたいと思  
います。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君）　　異議なしと認めます。よって、議員派遣については、別紙に記載の  
とおり派遣することに決定しました。

---

議長（山本幹雄君）　　以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。これをもちまして、今期定例会に付議されました案件は、全て終了しま  
したので、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君）　　異議なしと認めます。よって、第 85 回佐用町議会定例会はこれ  
をもって閉会します。

---

午前 0 9 時 4 9 分　閉会

議長挨拶

議長（山本幹雄君）　　閉会に当たり、一言、御挨拶申し上げます。

第 85 回定例会が、皆さんの慎重審議のもと、無事終了することができましたことを感  
謝申し上げます。

それでは、町長、挨拶をお願いします。

## 町長挨拶

町長（庵途典章君） 失礼します。

それでは、12月定例会閉会に当たりまして、一言、お礼の御挨拶を申し上げます。

まずは、本議会もいろいろと案件、提案をさせていただきました。それぞれ慎重審議いただき、全て原案どおり議決賜りまして、ありがとうございました。

今年も、もう実質残すところ、一週間と押し迫ってまいりました。

平成30年度は、まだ、年明け来年3カ月間、四半期が残っておりますけれども、この1年間振り返りますと、全国的には、ああして大きな災害が次々と発生しましたが、お陰で佐用町におきましては、人命にかかわるような災害もなく、比較的平穏な1年という形で、この正月が迎えられるということ、本当にありがたく、まず、感謝をしたいと思います。

来年は、もう5月から新しい元号が制定をされると、この平成も、この30年間で終わるという節目の年を迎えるわけであります。

新しい、次の30年、また、そうした新しい時代を予測しても、なかなか厳しい時代が、また、引き続いて、さらに厳しい時代になっていくだろうという予測がされますけれども、しかし、私たち佐用町、少なくとも、町民の皆さんが安全で安心して暮らせる町として、何とか、この厳しい時代を切り開いていかなければならないと思います。

そういう決意を持って新しい年を、また、迎えたいと思います。

気候的には、今、暖冬ということで、比較的暖かい日が続いておりますけれども、年末年始は一気に寒波が襲来するという予報が出ております。寒く、非常に寒暖の差が激しいということで、それぞれ体調を崩さないようにして、家族おそろいで、元気によい年をお迎えいただきますように心からご祈念申し上げまして、お礼の御挨拶にかえさせていただきます。まことにありがとうございました。